

中央区地域公共交通会議及び交通戦略部会について

1 中央区地域公共交通会議とは

- ・平成20年度にコミュニティバス「江戸バス」の導入を目指し、道路運送法に基づく地域公共交通会議として「中央区地域公共交通会議設置要綱（資料2）」により設置。
- ・江戸バスの利用実態に関する事項をはじめ、中央区の交通施策を総合的に推進するための計画及び当該計画の内容を具現化し、実行するための戦略に関する事項などを協議する場。
- ・平成23年度には「地域公共交通会議」の部会として「交通戦略部会」を設置し、中央区総合交通計画（現行計画：参考資料1）の策定に向けた協議を行った。

2 今年度の議題

① 総合交通計画の改定

- ・中央区総合交通計画は、「計画編」と、その実行プランである「戦略編」に分けられ、今年度は平成24年6月に策定されて以来、「戦略編」の最初の改定年次となる。
- ・区を取り巻く交通環境・社会情勢の大きな変化を踏まえ、今年度には、それらを受けた新たな政策課題と、その解決のための施策を計画に反映するため、「戦略編」の改定と併せて、「計画編」の一部見直しを行う。

② 江戸バスの運行実態及び利用実態意向調査

- ・環状第2号線の開通や、晴海フラッグのまちびらきなどを考慮し、令和5年度に予定するルート変更に向けた予備調査を行う。
- ・調査結果については、年度末頃の本会議に報告するとともに、次年度の本会議において、ルート変更の協議を行う。

3 総合交通計画改定に向けた進め方

- ・現行計画策定時は、交通戦略部会で計画内容の詳細を協議し、その結果を地域公共交通会議に諮った。
- ・今年度は「戦略編」の具体的な事業スケジュールの改定が主であることや、感染症予防の観点から頻繁な会議開催が困難であることから、地域公共交通会議と交通戦略部会を同時開催により行う。
- ・併せて、本計画に関係する事業を所管する構成員とは別途、個別に調整を行う。